

# AMT アジア・新興国 Legal Update

## CONTENTS

- 1 【ブラジル】カルテルに対する罰則、リニエンシーおよび和解制度
- 2 【マレーシア】マレーシアの定年制度について
- 3 【ロシア】個人情報に関する法制の改正について
- 4 【インド】2015 年版統合版 FDI ポリシーの発行
- 5 【トルコ】電子商取引法の施行
- 6 【ブラジル】サンパウロ州商業登記所による新規則の公表：計算書類の開示義務を Limitada に拡大
- 7 【シンガポール】シンガポール国際商事裁判所(SICC)の創設

---

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジアおよび新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令・規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

---

## 1 【ブラジル】カルテルに対する罰則、リニエンシーおよび和解制度

ブラジルの新競争法(2011 年法律第 12,529 号。以下「2011 年競争法」という。)が施行されてから 3 年が経過した。

ブラジルの競争法当局(Conselho Administrativo de Defesa Econômica)(以下「CADE」という。)は、引き続き多くの企業を調査するとともに、カルテルに関与した者に対しては多額の課徴金を課すなど、厳しい処罰を行う姿勢を示している。そのため、日系企業を含めた外国企業にとっても、ブラジルの競争法の理解はますます重要になっているように思われる。

そこで、本稿では、主としてカルテルのケースを念頭において、違反行為に対する罰則やリニエンシー、和解制度等の概要を解説したい。

### 1. 違反行為の定義

まず、前提として、2011 年競争法が禁止する行為について簡単に確認する。

2011 年競争法は、経済秩序に対する違反行為(infração da ordem econômica)(以下「違反行為」という。)を定義している(第 36 条)。同条によれば、違反行為とは、以下のいずれかを目的とする行為、または以下のいずれかの効果が生じる可能性のある行為である。

- (i) 自由競争または企業の自由の制限、制約または阻害
- (ii) 関連する商品またはサービスの市場の支配

- (iii) 恣意的な利益の増加
- (iv) 支配的な地位の濫用

カルテルも当然ながら違反行為であるが、上記の定義に当てはまる行為であれば、いかなる方法によるかを問わず、すべて違反行為に該当する。また、実際には上記のような効果が生じていない場合や、行為者に過失がない場合であっても、違反行為に該当する。

なお、第 36 条は、網羅的ではないものの、違反行為とみなされうる行為を列挙している。その中には、価格その他の販売条件に関する競争者間の合意や、市場における競争者との統一的な行動を促進する行為(競争者間での事業に関する情報交換等)等が含まれる。

## 2. 違反行為に対する罰則

### (1) 課徴金等

CADE は、違反行為を行った者に対して課徴金(multa)を課することができる(第 37 条)。課徴金の金額は、会社の場合、ブラジルにおける総売上高の 0.1%以上 20%以下とされている。この「総売上高」は、行政手続が開始された時点の前事業年度の総売上高であるが、違反行為が行われた部門の売上高に限られ、他の部門の売上高は含まれない。

なお、法律上は、課徴金の金額は当該会社が違反行為によって得た利益の金額を下回らないものとされており、CADE もこれを理由に課徴金を増額する意向を示している。しかし、実際には当該会社が違反行為によって得た利益の金額を計算することは困難であり、少なくとも現状ではこれを理由に課徴金が増額されたケースは存在しない。

また、CADE は、最大で 6 回まで新聞紙上で CADE の決定の要旨を公告することを命じたり、公的金融機関との取引や公共入札への参加を 5 年以上禁止したりするなど、課徴金以外の罰則を課することもできる。

### (2) 刑事罰

違反行為を行った個人は、刑事罰を受ける可能性もある。1990 年法律第 8,137 号は、カルテル等の違反行為に関与した個人に対する 2 年以上 5 年以下の懲役刑を定めている。また、刑事罰として罰金も定められているが、その金額は CADE によって課される課徴金の金額よりもはるかに低い。

### (3) 民事責任

違反行為を行った者は、損害賠償責任等の民事責任も負う。

2011 年競争法は、違反行為によって損害を被った者による違反行為の差止めや損害賠償の請求を認めている(第 47 条)。したがって、これまでブラジルにおいてそれほど行われてきたわけではないが、顧客、カルテルに関与していない競争者、仕入先、さらには消費者保護機関等が、違反行為を行った者に対して訴訟を提起することも可能である。なお、このような請求は、CADE による行政手続や調査の開始にかかわらず行うことができ、また、かかる訴訟の提起によっても行政手続や調査は停止されない。

また、1985 年法律第 7,347 号は、検察庁が公的民事訴訟(ação civil pública)を提起し、違反行為によって社会に与えた損害の賠償を請求することを認めている。公的民事訴訟における損害賠償額は、社会に損害を与えた期間等の事情によって異なる。

### 3. リニエンシー制度

#### (1) リニエンシーの申立て手続

2011 年競争法は、リニエンシー(leniência)についても定めている(第 86 条)。

リニエンシーの申立ては、リニエンシーに関する責任者であるCADEの長官に対してしなければならない。具体的な申立ての手続は、CADEの内部規則によって定められている。

リニエンシーの申立ては、口頭または書面で行うことができるが、違反行為に関与した者、関連する市場、違反行為が行われたと認められる期間を含め、違反行為に関する詳細な記述を含まなければならない。また、その申立てにおいては、リニエンシーが認められた後に提供されるべき書類や情報についても言及しなければならない。なお、リニエンシーの申立ては公表されない。

リニエンシーの申立てが却下された場合には、すべての書類は申立人に返却されなければならない。申立人によって提供された情報は当該違反行為に対するその後の手続に使用されてはならない。リニエンシーの申立てが却下された場合には、リニエンシーの申立てによって申立人が当該違反行為を認めたとはみなされない。

#### (2) リニエンシーの要件

リニエンシーの申立てが認められるのは、以下のすべての要件を満たす場合である。

- (i) 申立人が当該違反行為に関して最初にリニエンシーを申立てたこと。
- (ii) 申立人が当該違反行為への関与をやめること。
- (iii) 申立ての際に CADE の長官が申立人の当該違反行為を確実に認定するための十分な証拠を有していないこと。
- (iv) 申立人が当該違反行為への関与を認めること。
- (v) 申立人が調査への十分な協力を合意すること。
- (vi) 申立人の協力により、共謀に関与した者が特定され、当該違反行為を示す書類が収集されること。

上記(i)のとおり、最初の申立人に対してのみリニエンシーが認められ、2 番目以降の申立人にはリニエンシーは認められない。ただし、2 番目以降の申立人であっても、下記 4 で述べるとおり、CADEとの和解により課徴金の減額を受けることは可能である。

#### (3) リニエンシーの効果

リニエンシーにより、申立ての際にCADEが当該違反行為を認知していなかった場合には、申立人は課徴金を全額免除され、刑事責任も免責される。また、CADE が当該違反行為をすでに認知していた場合であっても、申立人は 課徴金の 3 分の 1 以上 3 分の 2 以下の減免を受けることができ、刑事責任も免責される。

しかしながら、違反行為への関与を認めたことにより生じる他の処分や訴訟との関係では、申立人はリニエンシーによって免責されない。とりわけ、将来起こり得る損害賠償請求や公的民事訴訟、

または将来調査を始める可能性のある消費者保護機関(Procons)との関係では、申立人はリニエンシーによって免責されないことに留意が必要である。

#### (4) 別件に関するリニエンシー

2011 年競争法は、別件に関するリニエンシーも認めている。すなわち、ある件で調査の対象となっている者は、CADE が認知していない別件に関するリニエンシーの申立てをすることができる。それによって、別件における完全な免責に加え、現在調査されている件の課徴金の 3 分の 1 の減免を受けることもできる。

### 4. 和解制度

#### (1) 和解の手続

2011 年競争法は、リニエンシーに加え、CADE との和解(compromisso de cessação)についても定めている(第 85 条)。

和解の申立ては、違反行為に対する調査のいかなる段階においても行うことができる。ただし、和解の申立てができるのは 1 度のみである。

和解の申立て後、申立人と CADE の間で和解の交渉がなされるが、その交渉期間は原則として 30 日である。もっとも、交渉期間の 30 日間の延長が認められており、実際には和解の交渉のために任命された CADE の報告委員の都合に応じて、30 日以上延長も認められている。交渉期間後、当該報告委員は、和解を認めるかどうかの見解を審判手続において提出する。

CADE と和解するためには、和解の内容が、CADE の審判官の過半数によって承認されなければならない。審判手続では、和解の申立てを認めるか却下するかを決定するのみであり、和解の内容を修正することはできない。一方、和解の申立てが認められると、申立人も和解に拘束され、その後和解の申立てを撤回することはできない。

なお、和解の交渉が行われているという事実を含め、和解の交渉は公表されない。

#### (2) 和解の内容

和解においては、CADE と申立人の間で、以下の各項目について合意される。

- (i) 申立人が調査対象の行為をやめ、またはその行為によって生じた効果を妨げること、およびその他適切と考えられる義務を負担すること
- (ii) 申立人が和解条項に違反した場合に支払う違約金の金額
- (iii) 申立人が調査対象の行為に関与したことの確認
- (iv) 申立人が調査に協力する義務を負うこと
- (v) 申立人が権利普及保護基金(Fundo de Defesa de Direitos Difusos)に対して金銭を支払うこと

2013 年 3 月 6 日付の CADE の決議第 5 号によれば、上記(v)の支払金額は、和解の申立てがされた時期に加え、申立人の協力の範囲と有用性を考慮して決定される。すなわち、当該支払金額は、想定される課徴金の金額を、(a) 最初の和解の申立人の場合には 30%以上 50%以下の範囲で減額した金額、(b) 2 番目の申立人の場合は 25%以上 40%以下の範囲で減額した金額、(c) 3 番目以降の申立人の場合には 25%以下の範囲で減額した金額である。

なお、和解が認められると、一部の情報を除き、和解が行われた事実や和解の内容が公表される。和解の内容は、通常 CADE のウェブサイト([www.cade.gov.br](http://www.cade.gov.br))で閲覧でき、例えば申立人が事実を認めたことも通常 CADE によって公表される。

(注)本稿の作成にあたり、Pinheiro Neto Advogados のブラジル・オフィスの Leonardo Rocha e Silva 弁護士および José Rubens lasbech 弁護士から情報提供を受けている。

弁護士 福家 靖成  
[yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com)  
 弁護士 石井 淳  
 (ブラジルの Pinheiro Neto Advogados に出向中)  
[jshii@pn.com.br](mailto:jshii@pn.com.br)

## 2 【マレーシア】マレーシアの定年制度について

### 1. 導入経緯

2013年7月1日に定年法が施行される前まで、プライベートセクターの従業員について定年を定める法律は存在しなかったものの、実務上は、従業員退職積立基金(Employee's Provident Fund)の全額取崩しが認められる年齢が55歳であることに基づき、55歳が定年とされてきた。しかし、従業員退職積立基金に積立を行ってきたメンバーの86%が退職後の十分な蓄えを有していなかったことが調査によって判明した。2003年に2427人のメンバーに対し行った調査では、退職者の14%が3年で、70%が10年で貯蓄を使い果たしていた。また、従業員退職積立基金の2010年のデータによれば、54歳に到達したメンバーの73%がRM50,000未満の貯蓄しか有していなかった。また、マレーシア人の平均寿命は75歳まで延びており、2030年までに人口の15%が60歳以上となる高齢化社会になることが想定されている。これらのことから、定年を60歳とする定年制度が新設されることとなった。<sup>1</sup>

### 2. 定年制度の内容

#### (1)法令の名称

定年法(Minimum Retirement Age Act 2012)。ガイドライン(Guidelines on the Implementation of Minimum Retirement Age Act 2012)も定められている。

#### (2)執行者

労働局(Department of Labour)

#### (3)施行日

2013年7月1日から施行されている。

#### (4)定年とされる年齢

60歳と規定されている(定年法4条(1))。

<sup>1</sup> データは、人材省(Ministry of Human Resources)の Website <http://www.randyto.com/minretire/general/about-minimum-retirement-age/>

したがって、雇用者は 60 歳に達する前の退職 (premature retirement<sup>2</sup> 以下、「早期退職」という。) を従業員にさせることはできない (定年法 5 条(1))。

他方で、この規定は 60 歳まで働くことを従業員に強制するものではないから、従業員は、雇用者との合意によって決めた任意退職 (optional retirement) の年齢で退職することを選択できる (定年法 6 条)。

また、60 歳は下限であるから、雇用者が 60 歳より上の年齢を退職年齢と設定することはできる<sup>3</sup>。

#### (5) 適用対象となる雇用者

基本的にプライベートセクターの雇用者すべてに適用されるが、人材省の大臣によって定年法の適用を除外される雇用者として指定された雇用者には適用されない (定年法 18 条)<sup>4</sup>。

#### (6) 適用対象となる従業員

給与の額に関わらず、基本的にすべての従業員が適用対象となるが、定年法 2 条および別紙は適用対象外の従業員を規定している (後述の(7))。

#### (7) 適用対象外の従業員

定年法が適用されない者は以下のとおりである (定年法 2 条、別紙)

- ・公務員
- ・見習い中の者
- ・徒弟契約を締結している者
- ・マレーシア人でない従業員
- ・家事使用人
- ・平均労働時間がフルタイム従業員の 70% 以下のパートタイム従業員
- ・学生アルバイト
- ・24 ヶ月 (延長を含む。) 以下の有期契約を締結している従業員<sup>5</sup>
- ・定年制度の施行前に満 55 歳以上で定年退職した後、再雇用された労働者

#### (8) 施行前および施行後に締結された 60 歳未満を定年とする雇用契約の効力

施行日である 2013 年 7 月 1 日以降に、60 歳未満を定年とする合意が雇用者と従業員間でなされた場合、当該定年は無効とみなされ、60 歳を定年とするものと読み替えられる。また、2013 年 7 月 1 日より前の 60 歳未満を定年とする合意も無効となり、60 歳を定年とするものと読み替えられる (定年法 7 条(1))。

#### (9) 定年が 60 歳となったことに伴う退職金の取扱い

定年法は定年について規定したもので、退職金については規定していないから、退職金をいくら支払うかは、雇用者の裁量に委ねられている。

<sup>2</sup> premature retirement には optional retirement は含まれず、また年齢以外の理由による雇用の終了も含まれない (定年法 5 条(3))。

<sup>3</sup> 人材省の Website の FAQs (<http://minretirementage.mohr.gov.my/questions/categories/official-faq/>) より。

<sup>4</sup> 適用除外とされる雇用者は、① Minimum Retirement Age (Exemption) Order 2013 (P.U.(A)186/2013) と ② Minimum Retirement Age (Exemption)(No.2) Order 2013 (P.U.(A)200/2013) に列挙されている。①に列挙されている雇用者は、2013 年 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に限り適用除外とされ、②に列挙されている雇用者は、2013 年 7 月 1 日より前に、(a) 雇用契約における定年を 60 歳から 55 歳へと変更することを選択し、(b) 当該変更に関連し雇用者から補償金を受領した男性の従業員 (役員かどうかを問わない) との関係において適用除外とされている。

<sup>5</sup> したがって、例えば、プロジェクトのために 5 年の契約で雇用されている従業員は、24 ヶ月超の有期契約を締結している従業員であるから、定年法の適用を受ける。もっとも、この場合、雇用者は 18 条の適用除外の適用を求めることは可能である (人材省の Website の Scenarios の Situation13 より)。

したがって、例えば、55 歳という既存の定年に基づき退職金が定められている雇用者においては、定年法施行後、定年は 60 歳と読みかえられる一方で、退職金をどう定めるかは雇用者の裁量となるが、実務上は従業員と新たに合意をし直し、退職金を定めることが望ましい<sup>6</sup>。

### (10) 罰則

定年法に違反した雇用者には、RM1 万以下の罰金が科せられる(定年法 5 条(2))。

弁護士 小杉 綾  
[aya.kosugi@amt-law.com](mailto:aya.kosugi@amt-law.com)

## 3 【ロシア】個人情報に関する法制の改正について

### 1. 個人情報の保管の現地化に関する法律

2014 年 7 月 21 日付で、ロシア議会は「個人情報に関する」連邦法および「情報、情報技術および情報保護に関する」連邦法を改正する連邦法第 242-FZ 号(以下「本法」という。)を採択した。本法は、ロシア国民の個人情報をロシア国内にあるデータベースに保管する事業者が負うべき義務を定めている。かかる義務は、事実上は、ロシア国内で事業を運営し、自然人(小売業者、ソーシャル・ネットワーク、国際輸送、銀行業務およびその他同様の分野の業務を行うもの等)との間で取引を行う企業が、当該市場において事業を継続するのであれば、そのサーバをロシア国内に置くことを義務付けられることになるものである。

本法に基づき、所轄機関(ロシア連邦通信局(Roskomnadzor))は、自然人による申立てに基づき、「個人情報に関する」法に定める要件に違反して個人情報を取り扱うウェブサイトへのアクセスを制限する権利を有する。かかる申立ては、個人情報の取扱いが、関連するロシアの法律に沿ったものではないと確認した裁判所の決定がある場合に行うことができる。かかる申立てを理由として、ロシア連邦通信局は、当該侵害状態がウェブサイトから取り除かれられない限り、違反するウェブサイトを個人情報保護規制の違反者登録簿に登録する。違反するウェブサイトの管理者または所有者が当該侵害状態をウェブサイトから取り除かない場合、ロシア連邦通信局は、ウェブサイト、そのドメイン名および当該ウェブサイトにつながる可能性のあるその他の表示に対するアクセスを禁じることを目的とした措置を講じることができる。

2014 年 7 月に採択された時点の本法によると、本法の発効日は、2016 年 9 月 1 日と決定されていた。

しかし、ロシア議会はその後、本法の発効日を 2015 年 9 月 1 日に変更する修正法を採択した。この法案は、ロシア連邦大統領により最終的に署名され、今年初めに公布された。

当該法案の注釈によると、かかる改正は、個人情報を保護し、情報-電気通信ネットワークにおける通信のプライバシーを確保するためにロシア国民の権利をより実効的かつ効果的に保護するために必要とのことである。

本法に対しては経済界からの強い抵抗があり、また様々な IT 専門家が、定められた期限までに本法を実施するために要求される IT インフラが整備されていないと主張しているが、企業はそのデータフローを注意深く分析し、個人情報処理業務が 2015 年 9 月 1 日より現地化要件を遵守するようにならなければならない。これには、技術的側面のみならず、グループ会社内および外部の業者との間の関係について、法的な再編が伴うであろう。

<sup>6</sup>人材省(Ministry of Human Resources)の Website の FAQs より。

## 2. 個人情報に関する法制の違反に対する罰則水準引き上げ

もう一つ別の法案は、ロシア連邦行政違反法典の改正を提案している。これらの改正は、ロシアの個人情報保護法の違反に対する行政責任を引き上げ、かつ細分化することを目的としている。この法案は、ロシア連邦政府により作成され、2014年12月22日付でロシア国家院(State Duma)に提出されたものであり(以下「本法案」という。)、2015年2月24日付でロシア国家院の(三回のうちの)第一読会委員会において採択された。本法案は、個人情報保護法の違反の種類により責任を細分化している。本法案は、以下のとおりの違反内容および制裁を定めている。

違反内容	制裁
個人情報処理に係る書面による同意の内容に関する法定要件に違反する個人情報の処理	警告または以下の金額の過料 個人の場合:700ルーブル以上 2,000ルーブル以下 公務員の場合:3,000ルーブル以上 8,000ルーブル以下 個人経営者の場合:10,000ルーブル以上 25,000ルーブル以下 法人の場合:15,000ルーブル以上 50,000ルーブル以下
個人情報の主体の同意を得ておらず、また法により定められるその他の処理条件を満たしていない個人情報の処理	以下の金額の過料 個人の場合:1,000ルーブル以上 3,000ルーブル以下 公務員の場合:5,000ルーブル以上 15,000ルーブル以下 個人経営者の場合:20,000ルーブル以上 35,000ルーブル以下 法人の場合:30,000ルーブル以上 50,000ルーブル以下
人種/国籍、政治的見解、宗教的または哲学的信念、健康状態、私生活に係る特別分野の個人情報の処理、並びにロシアの個人情報保護法において定めがない場合における犯罪歴についての個人情報の処理	以下の金額の過料 個人の場合:3,000ルーブル以上 5,000ルーブル以下 公務員の場合:10,000ルーブル以上 25,000ルーブル以下 個人経営者の場合:50,000ルーブル以上 100,000ルーブル以下 法人の場合:150,000ルーブル以上 300,000ルーブル以下
事業者が個人情報の処理および個人情報保護のための実施要件についての情報に関する事業者の方針を公表する、またはかかる方針への無制限のアクセスを確保する義務を遵守しなかった場合	警告または以下の金額の過料 個人の場合:700ルーブル以上 1,500ルーブル以下 公務員の場合:3,000ルーブル以上 6,000ルーブル以下 個人経営者の場合:5,000ルーブル以上 10,000ルーブル以下 法人の場合:15,000ルーブル以上 30,000ルーブル以下
事業者が個人情報の主体に対して自身の個人情報の処理に関する情報を提供する義務を遵守しなかった場合	警告または以下の金額の過料 個人の場合:1,000ルーブル以上 2,000ルーブル以下 公務員の場合:4,000ルーブル以上 6,000ルーブル以下 個人経営者の場合:10,000ルーブル以上 15,000ルーブル以下 法人の場合:20,000ルーブル以上 40,000ルーブル以下
事業者が個人情報の主体(若しくはその代表者)または規制当局による個人情報の明細事項、遮断または破棄(当該情報が不完全、古い、不正確、若しくは違法に取得されたものであるか、または明記された処理の目的に不要な場合。)についての要請に時間内に応じなかった場合	警告または以下の金額の過料 個人の場合:1,000ルーブル以上 2,000ルーブル以下 公務員の場合:4,000ルーブル以上 10,000ルーブル以下 個人経営者の場合:10,000ルーブル以上 20,000ルーブル以下 法人の場合:25,000ルーブル以上 45,000ルーブル以下

<p>事業者が個人情報のマニュアル処理の過程において、定められた要件に従い、有形的記録媒体に保管中の個人情報の安全性と、当該個人情報への不正アクセスの防止を確保できなかった場合であって、それが個人情報への不正/偶発的アクセス、当該情報の破壊、変更、遮断、複製、提供、配布および刑事犯罪ではないその他の違法行為を引き起こした場合</p>	<p>以下の金額の過料          個人の場合：700 ルーブル以上 2,000 ルーブル以下          公務員の場合：4,000 ルーブル以上 10,000 ルーブル以下          個人経営者の場合：10,000 ルーブル以上 20,000 ルーブル以下          法人の場合：25,000 ルーブル以上 50,000 ルーブル以下</p>
---	--

本法案は、ロシアのデータ保護当局(ロシア連邦通信局)に対して検察官の介入なく行政責任を問う手続を開始するための権限を付与することも提案している。

本法案が可決された場合、その公表から 10 日後に効力を生じる。本法案の文言が、ロシア議会の次回読会委員会での検討の結果修正され得るという点に留意されたい。

弁護士 小林 英治  
[eiji.kobayashi@amt-law.com](mailto:eiji.kobayashi@amt-law.com)

協力事務所：ALRUD  
<http://www.alrud.com/>

## 4 【インド】2015 年版統合版 FDI ポリシーの発行

### 1. 2015 年版統合版 FDI ポリシーの発行と日本語訳

インドへの外国直接投資(Foreign Direct Investment)に関するガイドラインである Consolidated FDI Policy(統合版 FDI ポリシー)の 2015 年版が、インド政府商工省(Ministry of Commerce and Industry)の産業政策促進局(Department of Industrial Policy and Promotion)から、2015 年 5 月 12 日付で発行され、同日付で施行された。

統合版 FDI ポリシーは、インドへの外国直接投資に関する諸通達を、インド政府がとりまとめた書面であり、これを読めば現状どのような直接投資がインドにおいて認められているかが一覧できるとい、インドへの直接投資にとって最も重要な文献の1つである。

当事務所では、2015 年版の統合版 FDI ポリシーの全文日本語訳を作成し、原文とともに、それぞれ下記弊所のウェブサイトのインド法務の法律情報のページに掲載した。

全文日本語訳：[http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11\\_pdf/India\\_20150601\\_1.pdf](http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20150601_1.pdf)

原文：[http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11\\_pdf/India\\_20150601\\_2.pdf](http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20150601_2.pdf)

ポータルサイト：<http://www.amt-law.com/bulletins11.html>

なお、2015 年版の Consolidated FDI Policy の原文は、下記インド政府商工省のウェブサイトから取得したものである。

[http://dipp.nic.in/English/Policies/FDI\\_Circular\\_2015.pdf](http://dipp.nic.in/English/Policies/FDI_Circular_2015.pdf)

## 2. 2014年版からの主な変更点(日系企業にも関連しうるもの)

### (1) 非居住者が当事者となる非上場株式に関する株式譲渡および新株発行に関する価格規制の改正(3.3.1項、3.4.2項、別紙2、別紙3等)

インドの外為法である1999年外国為替管理法(Foreign Exchange Management Act, 1999 (FEMA))およびその関連通達上、日本企業を含むインド非居住者が、

- ・インド内国会社の既存株式をインド居住者から購入し、またはインド居住者に譲渡する場合
- ・インド内国会社から新株発行を受ける場合

のいずれについても、購入・譲渡価格や発行価格を完全に自由に合意することはできず、「価格ガイドライン(pricing guideline)」と呼ばれるガイドラインに基づく価格規制が課せられている。

価格ガイドライン上、非上場株式については、インド証券取引委員会(SEBI)の登録を受けているカテゴリー1のマーチャントバンカーまたは勅許会計士が算出する株式の公正な評価額(fair value)を基準として、

①インド居住者からインド非居住者への譲渡または株式発行の場合、基準価格以上の価格で株式が譲渡または発行されなければならない、

②インド非居住者からインド居住者への譲渡の場合、基準価格以下の価格で株式が譲渡されなければならないとされている。

この基準価格(すなわち「株式の公正な評価額(fair value)」)の計算方法については、従前は「DCF法(discount cash flow method)」が強制されていたが、インド準備銀行(Reserve Bank of India)が2014年7月15日付で発行した通達により、「独立当事者間において用いられるのと同様の国際的に受け入れられている株式価値算定方法(internationally accepted pricing methodology for valuation of shares on arm's length basis)」であれば、どの評価方法でも採用可能となった。

本変更点は、上記インド準備銀行の2014年7月15日付の通達の内容が、2015年版の統合版FDIポリシーに反映されたものである。

なお、価格規制の改正の詳細については、当事務所が2014年8月4日に発行したニュースレター(下記リンク先から参照可能)をご参照されたい。

[http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11\\_pdf/India\\_20140804.pdf](http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20140804.pdf)

### (2) 預託証券の発行規制の変更(3.3.4項)

2014年に発行された、預託証券(Depositary Receipt (DR))に関する新たな規制である2014年預託証券(DR)計画規則(DR Scheme, 2014)の内容が、2015年版の統合版FDIポリシーに反映されている。

2014年預託証券(DR)計画規則(DR Scheme, 2014)は、インド内国会社による外国での預託証券発行を容易にすべく、従前の規則を改正する形で発行された預託証券に関する規制である。

### (3) 個別の事業分野に適用される外国直接投資規制の変更(6.2.6項、6.2.11項、6.2.17項、6.2.18.7項)

鉄道インフラ事業(6.2.17項)に対する外国直接投資が解禁され、100%まで自動ルートによる投資が認められるようになった。

また、防衛産業(6.2.6 項)、保険事業(6.2.18.7 項)等について、外国直接投資上限が 26%から 49%に、それぞれ緩和された。ただし、防衛産業については外国直接投資を行う場合には常に、また保険事業については 26%を超える外国直接投資を行う場合には、政府(FIPB)の事前承認を取得する必要があるとともに、一定の厳格な要件を満たす必要がある。

タウンシップ、住宅、ビルトアップ・インフラストラクチャーの建設・開発事業(6.2.11 項)については、外国直接投資上限(100%)およびルート(自動ルート)については、従前から変更はないものの、投資条件が大きく変更されている。

なお、これらの規制の変更は、2014 年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2014 年 4 月 17 日以降、2015 年版の統合版 FDI ポリシーの発行日である 2015 年 5 月 12 日までに、個別通達において定められた改正内容を確認的に統合したものであり、2015 年版の統合版 FDI ポリシーによって新しく改正されたものではない。

弁護士 琴浦 諒  
[ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com)  
 弁護士 大河内 亮  
[ryo.okochi@amt-law.com](mailto:ryo.okochi@amt-law.com)

## 5 【トルコ】電子商取引法の施行

2015 年 5 月 1 日、トルコにおいて電子商取引の規制に関する法律(法律第 6563 号)(以下「電子商取引法」という。)が施行された。これまで電子商取引は消費者保護法において「隔地者間の取引」として保護が図られていた。電子商取引法は、電子商取引について EU の電子商取引指令と同等の規制をトルコに導入するものである。今後、電子商取引を行う企業は、消費者保護法のほか、電子商取引法にも留意する必要がある。

電子商取引法は、電子商取引を行う自然人または法人を「サービスプロバイダー」と定義し、電子的な方法により契約を締結する際のサービスプロバイダーの責任を規定する。例えば、サービスプロバイダーは、電子的な方法による契約の締結前に、商業的コミュニケーションに関して正確かつ入手し易い情報、契約締結までの手順、データの誤入力に関する修正方法、契約締結後にサービスプロバイダーが契約書類を保存するかどうか、保存する場合にはそれに対するアクセス方法、裁判外紛争解決方法(もしあれば)等を顧客に提供しなければならない。

また、電子的な商業的コミュニケーションに関する規制も新たに導入された。すなわち、商業的コミュニケーションは、受信者の事前の承諾(オプト・イン)がなければ、送信してはならない。つまり、企業は、取引の勧誘等に関するメールを受信することについて事前に承諾を得ている顧客に対してのみ、当該メールを送信することができる。受信者が不承諾の意思表示(オプト・アウト)をしない限り承諾しているとみなす前提での当該メールの送信は認められない。また、受信者の事前の承諾の下で商業的コミュニケーションを送信する場合においても、受信者が容易に事前の承諾を撤回し、受信を拒否できるようにしなければならない。なお、電子的な商業的コミュニケーションに関する規制は、B to B 取引には適用されない。

現在、トルコにおいては個人情報の保護に関する一般的な法律は存在しないが、電子商取引法は、個人情報の保護についてサービスプロバイダーおよび中間サービスプロバイダー(電子商取引の媒体を提供する自然人または法人)の責任に関する規定を設けているため、留意が必要である。すなわち、サービスプロバイダーおよび中間サービスプロバイダーは、電子的商取引に関連して取得した情報の蓄積および保護について責任を負うとされ、個人情報を第三者に提供してはならず、

本人の同意を得ることなく取得目的以外の目的で個人情報を使用してはならない。もともと、電子商取引法は、個人情報の保護に関する規定への違反について罰則を設けていない(トルコ刑法上、違法に個人情報を記録した者は6ヶ月以上3年以内の禁固刑に処せられ、違法に情報を第三者に提供若しくは公表し、または取得した者は、1年以上4年以下の禁固刑に処せられる。この限りで、電子商取引法における個人情報の保護に関する規定への違反について罰則がないわけではない。)

個人情報の保護に関する一般的な法律の制定については、現在国会で審議中である。今後の動向が注目される。

弁護士 山神 理  
[michi.yamagami@amt-law.com](mailto:michi.yamagami@amt-law.com)  
 弁護士 江本 康能  
[yasutaka.emoto@amt-law.com](mailto:yasutaka.emoto@amt-law.com)

## 6 【ブラジル】サンパウロ州商業登記所による新規則の公表：計算書類の開示義務を Limitada に拡大

サンパウロ州商業登記所(JUCESP)は、2015年3月25日、大会社に対し、直近事業年度の計算書類を本店所在地の主要新聞及び官報において開示する義務を課す新規則(以下「新規則」という。)を公表した。

ここでいう「大会社」とは、2007年12月28日付法律第11638号(ブラジル会社法及び証券取引法に関する改正法)において、「単体又は共通支配下にある他の会社と併せて、直近事業年度において、2億4000万リアル超の資産又は3億リアルを超える売上げを有する会社」をいうものと定義されている。これには、日本の株式会社と類似する「Sociedade por Ações」(S.A.)のみならず、特例有限会社・合同会社に類似する「Sociedade Limitada」(Limitada)も含まれる。

新規則により、大会社については、計算書類が上記のとおり新聞及び官報において開示されたことを証する書面が提出されない限り、JUCESPは当該計算書類を承認決議した定時総会に係る議事録の登録を受理しないものとされている。一方、大会社でない会社については、かかる計算書類の開示を証する書面の提出は必要とされないが、当該会社が大会社に該当しない旨の宣誓書を提出しなければならない。S.A.については、従前より、会社法上、計算書類の開示義務が課されていたが、新規則の下では、Limitadaについても、サンパウロ州を本店所在地とする大会社である場合、計算書類の開示が求められることとなる。

新規則に基づく開示には相応のコストや事務負担がかかることになるが、開示しない場合、定時総会の議事録を商業登記所に登録できず、金融機関からの融資や公共入札への参加等に影響を及ぼすことも懸念される。Limitadaは、組織の仕組みが簡素で柔軟であることや法令上計算書類の開示が求められないことなどから、一般的に(S.A.に比して)設立・運営コストや秘密保持の点で優れていると言われ、日本企業がブラジルに進出する場合も含め、ブラジルにおいて最も一般的な会社形態であるが、新規則に従えば、サンパウロ州を本店所在地とする大会社の場合には、かかるLimitadaのメリットの一部が失われることとなる。

今般の新規則は、2010年3月のサンパウロ連邦裁判所による「(法令上計算書類の開示が求められていない)Limitadaであっても、大会社である場合には、S.A.と同様の開示義務が適用される

べきである」との判決を受けて制定されたものであるが(なお、当該判決は未だ確定していない。)、法令を改正することなく、商業登記所の規則を通じて開示義務を拡大することについては、適法性に疑義があるとの指摘もなされており、今後、裁判で有効性が争われる可能性も含め、新規則を巡る動向が注目される。

(注)本ニュースレターの内容については、ブラジルの法律事務所であるマツス・フィーリョ・ヴェイガ・フィーリョ・マレイジュニア・アンド・キログ法律事務所(Mattos Filho, Veiga Filho, Marrey Jr. e Quiroga Advogados)より情報提供を受けております。

弁護士 角田 太郎  
[tarot.sunoda@amt-law.com](mailto:tarot.sunoda@amt-law.com)  
 弁護士 福家 靖成  
[yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com)  
 弁護士 川上 晋平  
[shimpei.kawakami@amt-law.com](mailto:shimpei.kawakami@amt-law.com)

## 7 【シンガポール】シンガポール国際商事裁判所(SICC)の創設

シンガポール国際商事裁判所(SICC)の創設構想及びその特徴については、昨年4月のニュースレターでも触れていたところであるが、2015年1月5日、正式にSICCが創設され、その運用が開始された。運用開始当初は、SICCにおいて係属している事件はなく、細かい手続面等に関しても不明確な点が多かったが、運用開始から約半年が経過し、徐々に概要が見えてきたところである。

以下においては、SICCにおける現状の課題を中心に、今後の運用に関する展望についても分析することとする。

### 1. SICCの最大の課題～執行の問題

昨年4月のニュースレターでも検討したように、SICCにおける最大の課題は、SICCで下された判決が、現状の枠組みでは直ちに外国において執行することができないことである。SICCの判決はあくまでもシンガポール裁判所の判決である以上、外国での執行は、当該外国での判決の承認・執行の手続によらなければならないのが原則である。これは、シンガポールが国際的な定評を勝ち得ている国際仲裁において、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(ニューヨーク条約)の枠組みにより、仲裁判断の執行に関する問題が比較的少ないとされている点と対照的である。執行の問題は、紛争を抱える当事者にとってその紛争を終局的に解決する上で最大の関心事の一つであるから、その問題の解消が強く望まれるところである。

SICCにおいて得られた判決の執行を容易にするための方法としては、①シンガポールを含む多国籍間条約の締結、②シンガポールと他国との間の政府間の合意、③SICCと他国の裁判所との間での合意の3点が挙げられる。①の方法としては、旧英連邦所属各国間での合意は既に存在するところであるが、今後シンガポールとしてはASEANにおける同様の枠組みを達成できるように努力していくことが考えられる。また、最近の重要な動きとして、シンガポールは、ハーグ国際管轄合意条約への調印を行っており、これにより国際仲裁におけるニューヨーク条約と同様の効果が得られることが期待されている。ただし、ハーグ国際管轄合意条約は、未だ批准国が少なく条約自体が発効に至っていないため、米国・EUを含む各国の参加を待ち、発効へと至ることが期待される場所である。②については、現状は香港との間で実現がされているのみである。また、③については、シ

ンガポール上位裁判所とドバイ国際金融裁判所との間で本年 1 月に相互の判決執行に関する基本合意がなされている。これら①から③までのいずれの手段が採用されるにせよ、SICC が国際商事紛争において、真に機能していくためには、執行の問題が解決されることが不可欠である。

## 2. 国際仲裁との関係

国際商事紛争の解決の場としては、従来は国際仲裁が最も広く用いられてきた。シンガポールについても、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)が国際仲裁において中心的な役割を果たしてきた。このような状況において、SICC の創設がシンガポールの国際紛争解決における位置付けにいかなる影響を与えるのか、実務家を中心に議論がなされているところである。

確かに、SICC の利用場面は SIAC 等国際仲裁の利用場面と重なることが想定され、ともすれば、SICC の創設により国際仲裁の利用の魅力が薄れる可能性も指摘される。しかしながら、そもそも SICC は、国際仲裁の欠点を補いつつ、国際仲裁にない特色を出すことにより、当事者に新たな選択肢を与えるものとして創設された経緯がある。具体的には、証拠法の採用にあたっての柔軟性、外国法弁護士の起用可能性、外国法に精通している裁判官による判断などの点については、国際仲裁の長所を採用したものであり、逆に、国際仲裁にない側面として、第三者の参加、職業裁判官による判断の品質の保障、透明性ある手続進行等の魅力が付加されている。このような特長に鑑みると、SICC は、国際仲裁と競合するものと評価すべきではなく、むしろシンガポールにとっては国際仲裁と並び立つ紛争解決機能として、そのアジア及び世界における紛争解決のハブとしての位置づけをより強固にする可能性にすると考えることができる。

## 3. SICC に係属している事件及び今後の展望

SICC 創設以来、しばらく係属している事件がない状態が続いたが、現在では、SICC には少なくとも 1 件の訴訟が係属している。当該事件は、シンガポール高等裁判所より移送されてきたものであり、三名の裁判官による審理となることが既に決定している。具体的な事件内容は、東カリマンタン島における石炭採掘等に関する合併に関係する争いであり、オーストラリア、インドネシア及びシンガポールの各国の利害が絡んでいることから国際的な要素を有している。SICC の審理に関する実務の積み重ねもない段階であるため、当該事件がどのようなスケジュールで進むのかを予想することは現状では困難であるが、当該事件の進行については、SICC における一号事例として、大いに注目されるところである。

SICC の創設は、シンガポールの紛争解決のハブとしての機能に、さらに魅力を付与するものである。特に、SICC のシステムは、仲裁に不慣れであり、予測可能性を求める日系企業にも魅力的なものであるとも思われる。もっとも、上記で分析した執行の問題点が解決され、ある程度事例が集積されない限り、当事者もその利用を躊躇することも想像に難くない。今後システムの整備が進み、SICC が国際的な紛争において有効活用されることを期待したい。

弁護士 前田 敦利  
[atsutoshi.maeda@amt-law.com](mailto:atsutoshi.maeda@amt-law.com)  
弁護士 花水 康  
[ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com)  
弁護士 高橋 玄  
[gen.takahashi@amt-law.com](mailto:gen.takahashi@amt-law.com)

## ◆TOPICS◆

## 【お知らせ】

- ✂ 5月1日、インドネシア・ジャカルタにジャカルタデスクを開設し、業務を開始しました。  
名称： アンダーソン・毛利・友常法律事務所 ジャカルタデスク  
(ルースディオノ・パートナーズ(Roosdiono & Partners)法律事務所内)  
駐在： 弁護士 池田 孝宏  
所在地： The Energy 32nd Floor, SCBD Lot 11A  
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53  
Jakarta 12190, Indonesia
  
- ✂ 5月25日、ベトナム・ホーチミンにホーチミンオフィスを開設し、業務を開始しました。  
名称： アンダーソン・毛利・友常法律事務所 ホーチミンオフィス  
代表： 弁護士 三木 康史  
所在地： Kumho Asiana Plaza Saigon, Suite 609A  
39 Le Duan Street, District 1  
Ho Chi Minh City, Vietnam
  
- ✂ 角田太郎弁護士が Mattos Filho 法律事務所のサンパウロオフィスにおいて下記セミナーのゲストスピーカーとして参加しました。  
「ブラジル腐敗防止法連邦施行規則セミナー」  
日時： 2015年5月6日(水)  
主催： ブラジル日本商工会議所および Mattos Filho 法律事務所

## 【論文・著書】

- ✂ 佐々木慶弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。  
「中国およびインドにおける株式間接譲渡について留意すべきポイント」  
(月刊 ザ・ローヤーズ 2015年4月号)
  
- ✂ 中川裕茂弁護士、安西明毅弁護士、大河内亮弁護士が共同執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。  
「アジアの主要な国における競争法と日系企業のコンプライアンス体制の構築について」  
(「公正取引」No.775 (2015年5月号))

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の花水 康([ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com))、龍野 滋幹([shigeki.tatsuno@amt-law.com](mailto:shigeki.tatsuno@amt-law.com))または福家 靖成([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 本ニュースレターの配信またはその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[asia-ec-newsletter@amt-law.com](mailto:asia-ec-newsletter@amt-law.com)までご連絡下さいますようお願い申し上げます。
- 



## CONTACT INFORMATION

### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー22階(総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)

URL: <http://www.amt-law.com/>